

Nabeshima Labor Management

同一労働 同一賃金 への対応に向けて【待遇に違いがある場合の理由の確認】

《施行年月日：大手企業 2020年4月 中小企業 2021年4月》

【取組対象労働者とは？】

短時間労働者及び有期雇用労働者が、
該当となる労働者です。

表記を省略
しています

通常(労) = 通常の労働者

短時間・有期(労) = 短時間・有期契約労働者

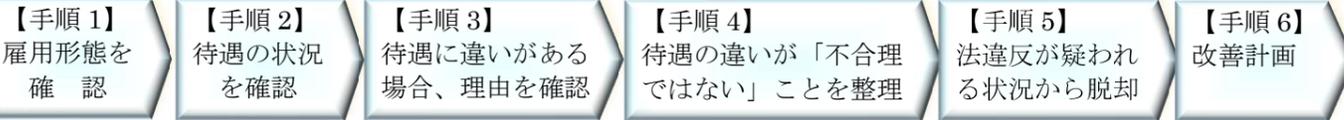
【均衡待遇とは？！】目的：不合理な待遇差の禁止

①職務内容②職務内容・配置の変更の範囲③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止

【均等待遇とは？！】目的：差別的取扱いの禁止

①職務内容②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止

取組の手順 手順1から、早めに取り組んでください！



【手順4】の待遇の違いがある場合の理由 ～ 差別的取扱いの具体例 ～

基本給

基本給

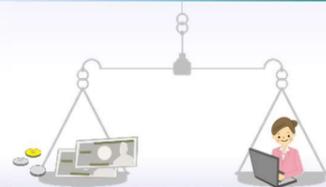
通常(労)も短時間・有期(労)も、能力が同じなら同一。
一定の違いがあれば、その違いに応じて決定。
○⇒短時間・有期(労)も、
一定の違いに応じた均衡の取れた額。
×⇒短時間・有期(労)は、一律、時給1,000円。

昇給

通常(労)も短時間・有期(労)も、能力が同じなら同一。
一定の違いがあれば、その違いに応じて決定。
○⇒短時間・有期(労)も、
一定の違いに応じた均衡の取れた昇給額。
×⇒短時間・有期(労)は、短時間・有期(労)だから
昇給無し。

賞与

通常(労)も短時間・有期(労)も、業績等への労働者の貢献に応じて支給している場合に…
○⇒短時間・有期(労)も、貢献に一定の違いに応じた額の支給。
×⇒短時間・有期(労)は、支給無し。



手当 手当の「性質・目的」を考える。 → その後 → 待遇差が不合理か否かを判断する。

役職手当

性質目的：役職に就く者としての責任の重さを評価して支給しているならば…
○⇒短時間・有期(労)は、相応の責任のある業務をしないので支給しない。
○⇒通常(労)と同一の内容を行う短時間・有期(労)には、比例した額を支給
×⇒短時間・有期(労)も、
相応の責任のある業務を行うが、支給無し。

通勤手当

性質目的：通勤にかかった費用の補填ならば…
○⇒通常(労)には、月額で支給。
短時間・有期(労)には、比例に応じた額を支給。
×⇒短時間・有期(労)だから、支給無し。

精皆勤手当

性質目的：欠勤についてのマイナス査定
○⇒短時間・有期(労)には、マイナス査定を行っていないから支給無し。

食事手当

性質目的：食事にかかった費用の補填ならば…
×⇒通常(労)には、短時間・有期(労)より、高く食事手当を支払っている。



福利厚生

食堂、休憩室、更衣室…同一。
病気休職…同一。
ただし、有期(労)は、労働契約満了日まで=○
法定外休暇…勤続年数に応じて取得ならば、同一。

教育訓練と安衛管理

教育訓練…職務の相違に応じた教育訓練。
安全管理…同一の業務環境に置かれていれば、
同一の安全管理。



！注意！定年後に継続雇用された

短時間・有期雇用(労)も、この適用を受けます！

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類について

扶養認定を受ける方が、別居の場合には、仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類の写しの添付が必要です。

年末年始について

本年もお世話になりました。皆様のご厚情に感謝申し上げます。
来年も変わらぬご厚誼を賜りますよう、宜しくお申し上げます。
当事務所の年末年始休暇は、12月28日(土)～1月5日(日)となります。
1月6日(月)から通常通りの業務となります。ご不便をお掛けしますが、宜しくお申し致します。



自然との共生

長野県の中央アルプス「木曾駒ヶ岳」(日本百名山)

千畳敷カールの美しさをお届けします。
木曾駒ヶ岳は、登山に限らず、夏は観光客で賑わっています。
高山植物の花、目の前に迫る山塊、
目を見張るほどのコントラストが美しいスポットです。

わたしのひとこと

今回、登山は危険と判断し、雪景色を堪能してきました。

先日、読んでいた本「穂高小屋番・レスキュー日記」

宮田八郎著(山と溪谷出版)からの抜粋 ～「なぜ、人は山に登るのか？」～
著者の宮田八郎さんが小屋番をしていた北アルプス「穂高連峰」で、毎年多くの遭難者や死亡者が出ています。滑落も多いです。ベテランの登山者であっても死んでいるのです。「そんな命の危険のあるところへ、人は何故行くの？そんな危険を伴うなら、山に行かなければいいのに…」と思われる人も多いでしょう。

私も、この奥穂高岳に2回登っています。今は困難な登山は避け、自分の体力に合った山を歩いています。山がそこにあるから登るのではありません。私は、山が好きだから、自然の空気を味わいたいから登っているのです。そして、山に登りながら、自分の人生に過ちがないかどうかを考えています。登山は、私が生きるための大切な行為なのです。また、自然から、たくさんの感動や喜びを貰っています。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所



〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

